

預貯金税の導入¹

慶應義塾大学 櫻川昌哉研究会 財政再建分科会 B

加藤和宏
寺田隆太郎
村松直樹

2011年12月

¹ 本稿は、2011年12月17日、18日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2011」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、櫻川昌哉教授（慶應義塾大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

預貯金税の導入

2011年12月

要約

世界は大きな危機に瀕している。EU ではギリシャ危機を始めポルトガル、スペインやアイスランドも債務危機が起こっている。デフォルトを起こした国では、銀行危機、インフレ危機などが併発し大変なリセッションを伴う。日本も債務危機の例外ではなく、現在の日本の国債発行残高は対 GDP 比で 212.7% となっており、これは主要な国の中でも最悪である。このような状況であるにも関わらず国債の利子率が上昇しないのは、日本の国債がバブルであるからであると言われている。国債バブルの原因として国民の過剰貯蓄があげられる。ここまで過剰貯蓄が国債の受け皿となり金利の上昇を抑えてきた。日本の個人資産は 1400 兆円あり、ここから負債を差し引いた純資産は 1000 兆円程度ある。しかし国債・地方債あわせて 894 兆円程度であるため、あと 100 兆円程度で国債を国内で賄いきれずに、金利が上昇する可能性がある。国債の維持を可能にするためには財政を再建しプライマリーバランスを健全化する必要がある。現在プライマリーバランスは 29 兆 2355 億円の赤字であり、その赤字を国債の発行で補っている。プライマリーバランスの改善のために歳出を削減する場合、年金や地方交付税交付金を削減する必要がある。年金を削減した場合、本当に年金が必要な世帯に年金が支給されなくなる可能性がある。また、地方交付税交付金は財源の偏在を調整する働きがあることが、地域ごとの効用水準の分析によって明らかになっている。歳入を増やす場合、増税が必要となる。増税をする場合、増税が経済に与える影響などを分析しなければならない。プライマリーバランスの改善をどのような方法で行うかという問題を考える際重要になってくるのが、世代間の公平性である。過去から未来までの受益と負担を分析した場合、現存世代では若年層ほど負担が大きく、高齢者層ほど受益が大きい。また将来世代は現在の若年層と比べても大幅に負担が大きい。つまり高年齢層の負担を拡大することが世代間の不公平性を改善する方法であると言える。年金を削減することが難しいため、増税や新規税制の導入によって世代間の不公平性を改善しなくてはならない。

次に税制について分析する。まず法人税について分析する。日本の法人税の実行税率は 40% と国際的にもかなり高く、増税した場合企業がますます海外へ移転する。また企業の海外への移転によって雇用が縮小し、デフレが進行することも考えられる。次に所得税の分析を行う。所得税は 12.6 兆円と一番大きな財源となっている。所得税を増税した場合、国民の海外への移住を促進する恐れがある。また消費が落ち込みデフレを悪化させる原因にもなりかねない。課税の根本原則に担税力に応じた課税というものがあるが、所得税はフローのみで考えるため妥当ではない。所得税の増税は世代間の税負担の公平性の観点からも適切とはいえないため、増税は行うべきではないと考える。次に消費税を考える。消費税の増税は消費の落ち込みを引き起こし、GDP の押し下げ要因となる。さらに消費税には所得階級別に逆進性があり、この逆進性はライフサイクル全体においても同じことが言える。よって世代間の税負担の公平性の観点から増税は適切ではないと考える。法人税、所得税、消費税で税収の 75% を占めるが、他の税として相続税などがある。相続税は遺産の調査が容易でない上に、現状の税収の規模から大きな税収の増加は見込めない。以上のことから法人税、所得税、消費税の増税によるプライマリーバランスの改善は妥当ではないと考え、フローだけではなくストックに注目し、預貯金税の導入を提案する。

預貯金税の課税対象はゆうちょ銀行を含む銀行に口座をもつ全預金者の預金。税率を1%とし、月額平均預金残高に対し月一度徴税する。日本の預貯金残高の総額は725兆円に上るため、これに1%課税をした場合、約7兆2500億円の税収が見込まれる。これは消費税3%分の増税に匹敵する。さらに預貯金税導入には大きく3つのメリットがある。第一に世代間の税負担の不公平性の改善である。預貯金税は既存の税と違いストックに課税できるため、壮年層を課税対象とすることができ、世代間の不公平性を改善する。第二に株式・債券市場の活性化があげられる。預貯金税の導入によって引き出された資金が株式・債券市場に流れ、日本の債券市場の発達を促す。第三に国民の金融リテラシーの向上が挙げられる。預貯金税の導入によって、引き出された資金の管理を国民が自ら行わなければならないため金融リテラシーが向上する。

日本の財政の持続のためにはプライマリーバランスの改善は必至である。また世代間の受益・負担は公平であるべきであり、増税を行うのであれば世代間の税負担の公平性が必要である。以上を踏まえた上で本稿では公平かつ税収増加が見込める預貯金税の導入を提言する。

目次

はじめに

第1章 現状・問題意識

- 第1節 (1. 1) 世界における債務危機の現状
- 第2節 (1. 2) 日本における債務危機の現状

第2章 分析

- 第1節 (2. 1) 法人税
- 第2節 (2. 2) 所得税
- 第3節 (2. 3) 消費税
- 第4節 (2. 4) 相続税
- 第5節 (2. 5) 預貯金税

第3章 政策提言

- 第1節 (3. 1) 預貯金税導入の根拠
- 第2節 (3. 2) 具体的な課税体系

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

現在ギリシャをはじめとし欧州では債務危機、国家のデフォルト問題が注目を集めている。この債務危機問題は何も欧州に限った話では決してない。アメリカではサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機、リーマンショック以降政府債務は大きく膨らみ続け、今年の8月には債務上限引き上げ問題が浮上した。これをきっかけに、格付け会社スタンダード&プアーズによって、アメリカ国債は最高級格付けである「トリプルA」から「ダブルAプラス」に引き下げられた。

では日本はどうであろうか。現在日本政府が発行する政府債務の残高は GDP 比で2倍超に膨れ上がっている。これは140%超のギリシャと比較してもはるかに大きく、世界第一位の数字である。日本がギリシャのような危機に陥らない理由として様々な理由が挙げられているが、このままのペースで国債を発行し続ければ、債務危機に陥るのは時間の問題である。

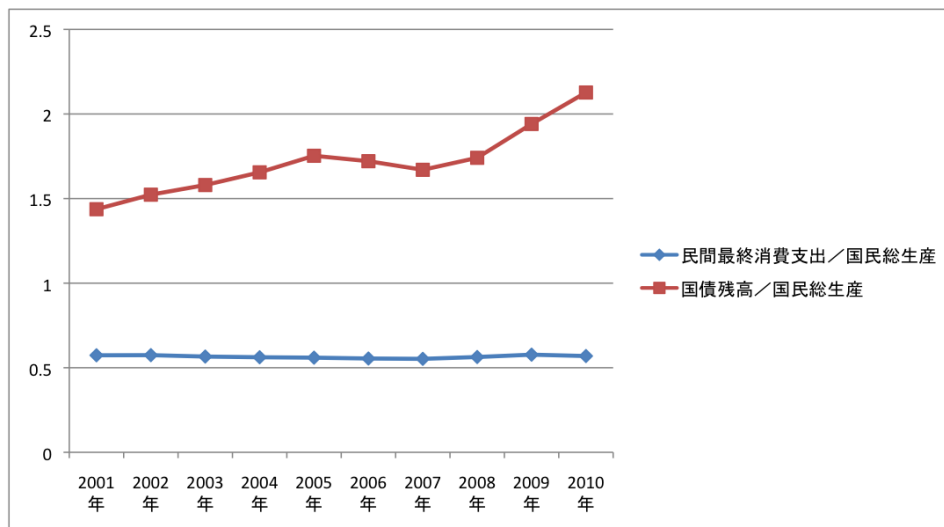
では日本が債務危機を回避するにはどうすればよいだろうか。答えは簡単でプライマリーバランスを改善し新規国債発行を抑え、債務を減らしていくことである。しかしプライマリーバランスの改善はそれほど簡単ではない。高齢化社会に伴い社会保障費の増大により歳出は増加傾向にある。一方、歳入は年々減少傾向にある。また若年層と高齢層との間の受益と負担の世代間格差、また高齢者間においても貧富の差が問題となっている。

本稿ではこうした背景を踏まえた上で、プライマリーバランスを改善しつつ、受益と負担・貧富の格差をなくす新しい課税、預貯金税の導入を検討した。税収の増加によるプライマリーバランスの改善、あらゆる面で公平な富の再分配が可能な税であると考え。本稿では既存の様々な税を比較・検証し、預貯金税の優位性について論じていきたい。

第1章 現状・問題意識

第1節 日本における債務危機の現状

まず、日本の現状について考えてみる。現在日本の国債発行残高は対 GDP 比で 212.7% となっており主要な国々と比較しても最悪となっている。それにも関わらず、国債はなぜ低金利のままなのであろうか。それは国債がバブルであるからである。バブルとは適正なファンダメンタルズに基づいていない価格で売買が行われることである。つまり本来のソブリンリスクを考慮するなら、金利はもっと高くあるべきなのに、市場が上手く機能せず、経済的な基礎条件に対応しない価格を形成しているのである。日本では、1980年後半から1990年はじめにかけて、不動産価格等が急激に上昇し一般的にいわゆる「バブル」という現象が起こった。その頃は土地の価格が上昇により、土地の売買が盛んになり、またそれを担保にして銀行から融資を受けることが容易にでき投資が活発化し、さらに持っている資産の含み益によって消費も刺激するというように景気が良くなったのである。しかし、土地関連融資の規制によって土地の価格の上昇がストップし、実態のない経済はあっという間に崩壊したのである。ここで、不動産バブルははじけ、いわゆる「バブル」という時代は終わった。今回のバブルである国債は名目的な償還額が定まっていることからバブルは発生しないと言われることもあるが、インフレによって実質価値が調整されるためバブルは発生する。もし国債がバブルではないとしたら、国民が将来の増税でこの巨額の国債を返済すると覚悟していると考えられる。しかし、将来の増税を覚悟した場合、国民は将来の増税に備えて消費を控え、貯蓄を増やすはずである。過去10年の民間最終消費支出と国債発行残高の対 GDP 比を比較した図を見てみる。



この図を見れば分かる通り、国債残高が増えているにも関わらず消費性向は変わらず、国民は将来の増税に備えていないことが分かる。つまり国民は国債を将来の増税で返済するつもりはなく、やはり、国債はバブルと考えるのが妥当である。さらに、バブルは利子率<成長率の時に発生するが、日本は安全資産の代表である預金金利が低く、名目成長率を下回っている時期が多いので、バブル経済とみなすことができる。これは過剰貯蓄による「金余り」経済においてバブルが発生するという感覚にも合致している。つまり、このような「金余り」経済である以上バブルは存在するのである。

では、国債がバブルだとしたら、それはいつはじけるのか。現在の国債バブルは過剰貯蓄によって支えられているが、もしその受け皿がいっぱいになってしまったら、国債を買うことはできなくなってしまう。ここで、国が新たな国債の買い手を見つけだすことができなければ国家は破綻し、国債バブルははじけてしまう。現在、日本の個人金融資産は1400兆円ほど存在するが、そこから住宅ローンなどの負債を差し引いた純資産は1000兆円程度である。このうち、現時点で国債、地方債合わせて894兆円であるから残りは100兆円程度となる。これを超えると国内では賄いきれなくなり、外国に国債を買ってもらわなくてはならなくなってしまう。また、バブルがはじければ金利は急激に上昇し、元利払いの歳出も急激に増加し、デフォルトの危険性が高まる。

では、なぜデフォルトをしてはいけないのかについて考えていく。まずデフォルトすることのデメリットについて考えていきたい。デフォルトには大きく二つの種類があり、一つは対外債務が返済不能に陥る公的対外債務危機、もう一つは公的国内債務が返済不能に陥る公的対内債務危機である。公的対外債務危機は過去にも数多く発生しており、特に19世紀以降、国際資本市場の発達や独立国が増えたことにより増加している。20世紀に入りIMFが誕生し、多少回数は減ったが、現在でも局地的に爆発的な公的対外債務危機が発生することがある。また、国家のデフォルトの原因は返済能力ではなく、返済の意思であり、中所得国のデフォルトの半分以上は、対外債務の対GDP比率が60%未満で発生している。この程度の比率の債務であれば、GDPの数%の実質金利を支払うだけで債務の維持が可能である。また、返済意思の他に重要な点として、短期の資金調達に問題を抱える国と債務の返済意思や能力がない国は違うということがいえる。支払い不能とは長期にわたって返済する意思または能力がないと認識されることをいう。ある国が流動性危機に陥っているだけであつたら、IMFなどの第三者機関が原理的には無リスクで貸し出しを行うことができる。長期的にも債務を返済する能力があると認識されていれば、債務不履行は起こりえず、デフォルト国に転落することはないと考えられる。こうして見るとギリシャの債務危機がかなり深刻な状態であることがわかる。さらにこうしたデフォルトは局地的に同時期に多発することから、ギリシャが債務不履行に陥った場合、スペインやポルトガルに危機が飛び火しさらなる危機となる可能性が高い。

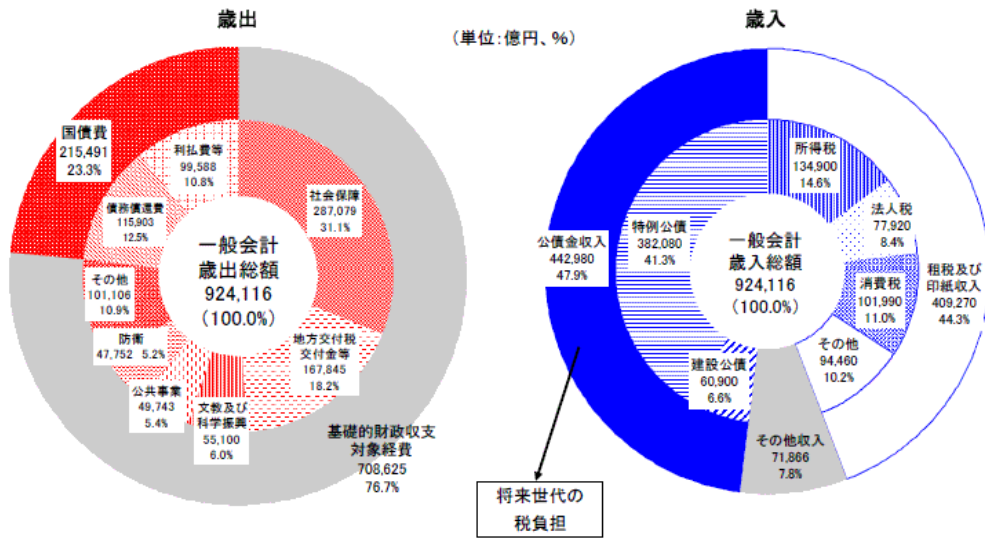
公的対外債務危機を起こすことのデメリットとして、対外債務のデフォルト後には、国際資本市場へのアクセスが難しくなることが挙げられる。デフォルトによって信用を失った国は国際資本市場へのアクセスを拒否される。また、対外債務の不履行を起こした国には、海外直接投資(FDI)が減ってしまうことがデメリットとしてあげられる。海外直接投資をする企業は、もしその国でデフォルトが発生した場合、工場や設備が没収されてしまうのではないかと不安になる。実際に1977年にチリでデフォルトが発生した際には、アメリカの企業の銅山が没収された。また、OPECは1970年代に前半に外国石油会社の持ち分を国有化した。このように債務のデフォルトが海外直接投資を減少させることは明らかであり、資本流入だけでなく知識移転をも望めなくなってしまう。このようにデフォルトをおこした国には大きなデメリットがあることは明白である。しかしこのような大きな制裁があるにも関わらず対外債務の膨張とデフォルトを防ぐことは難しいと過去のデータは示している。なぜなら先にも述べた通り、デフォルトは返済能力ではなく返済意思の有無で発生するものだからである。デフォルトする国は返済がそれに伴う犠牲に見合わなければデフォルトを起こすという戦力的な決定をし

ている。もし返済の意思が有る国であれば短期の流動性危機に直面しているのなら、先にも述べたように IMF などの第三者機関が短期のつなぎ融資を行うことができる。

二つ目のデフォルトの危機として公的対内債務危機がある。公的債務総額に占める国内債務の比率は比較的大きく、平均してほぼ3分の2である。過去のほとんどの時代において国内債務は公的債務総額の中で大きな割合をしめ、きわめて重要であったことがわかる。国内債務のデフォルトは対外債務のデフォルト程頻繁ではないにしても、数多く発生している。また国内債務ではインフレを利用した実質的なデフォルトも数多く行われている。第二次世界大戦以前は対外債務デフォルトの発生率が高いが、第二次世界大戦後は戦前にくらべて国内債務デフォルトの発生率が高くなっている。これは不換紙幣の導入によってインフレの方が資産収奪の方法として便利になり、インフレを通じたデフォルトが増えたことが原因となっている。しかし債務が比較的短期であったり、物価連動型の国債であった場合にはインフレ誘導策はとれないため大きな問題となる。また、返済額を大幅に減らすためには強硬なインフレ誘導策をとらなければならないので、これもまた大きな問題となる。対外債務であっても国内債務であっても発生後に GDP 成長率の減少や、インフレが発生することはもちろんであるが、公的国内債務をデフォルトした場合の方が、デメリットが大きいことが過去のデータから分かっている。対外債務デフォルト発生年の実質 GDP 減少率は平均1.2%にとどまっているのに対し、国内債務デフォルト発生年の実質 GDP の減少率は4%となっている。国内債務デフォルト発生時の方が、対外債務デフォルト発生時に比べて実質 GDP が顕著に減少している。これは対外債務をデフォルトした場合には、資本市場へのアクセスや海外直接投資はなくなるものの、直接自国の経済に打撃を与えるものではない。しかし、国内債務をデフォルトした場合には、その債務不履行によって銀行危機などが発生し、自国の経済に打撃を与えるからである。また、対外債務デフォルト前後、国内債務デフォルト前後のインフレ率を比較すると、対外債務デフォルト発生年のインフレ率は平均33%であるのに対し、国内債務デフォルト発生年のインフレ率は170%と大幅にインフレが進行していることがわかる。さらに、デフォルト後数年にわたり、インフレ率が100%以上に高止まりしている。つまり、対外債務デフォルトに比べ、国内債務デフォルト中のインフレ率は非常に高くなり、さらに長続きするということがいえる。これは国内債務のデフォルトがハイパーインフレによる資産収奪によって行われることが多いからである。

日本は過剰貯蓄が受け皿となり、債務残高の実に93%を国内で保有している。これが国債の金利が上昇しない理由の一つとなっているが、先にも述べた通り、国内債務のデフォルトは国外債務のデフォルトに比べて GDP 成長率の減少が大きいこと、またインフレ率が高く継続期間が長いということが過去の実証分析より分かっており、大きなリスクを背負っていることとなる。つまり国債のバブルがはじける前に財政健全化を図り、債務を維持可能な状態にしなければ、日本は非常に大きな損害を負ってしまうことになる。日本は財政の改革を行い、プライマリーバランスの健全化を図ることが必要となっているのである。

次に日本のプライマリーバランスについて考えてみる。



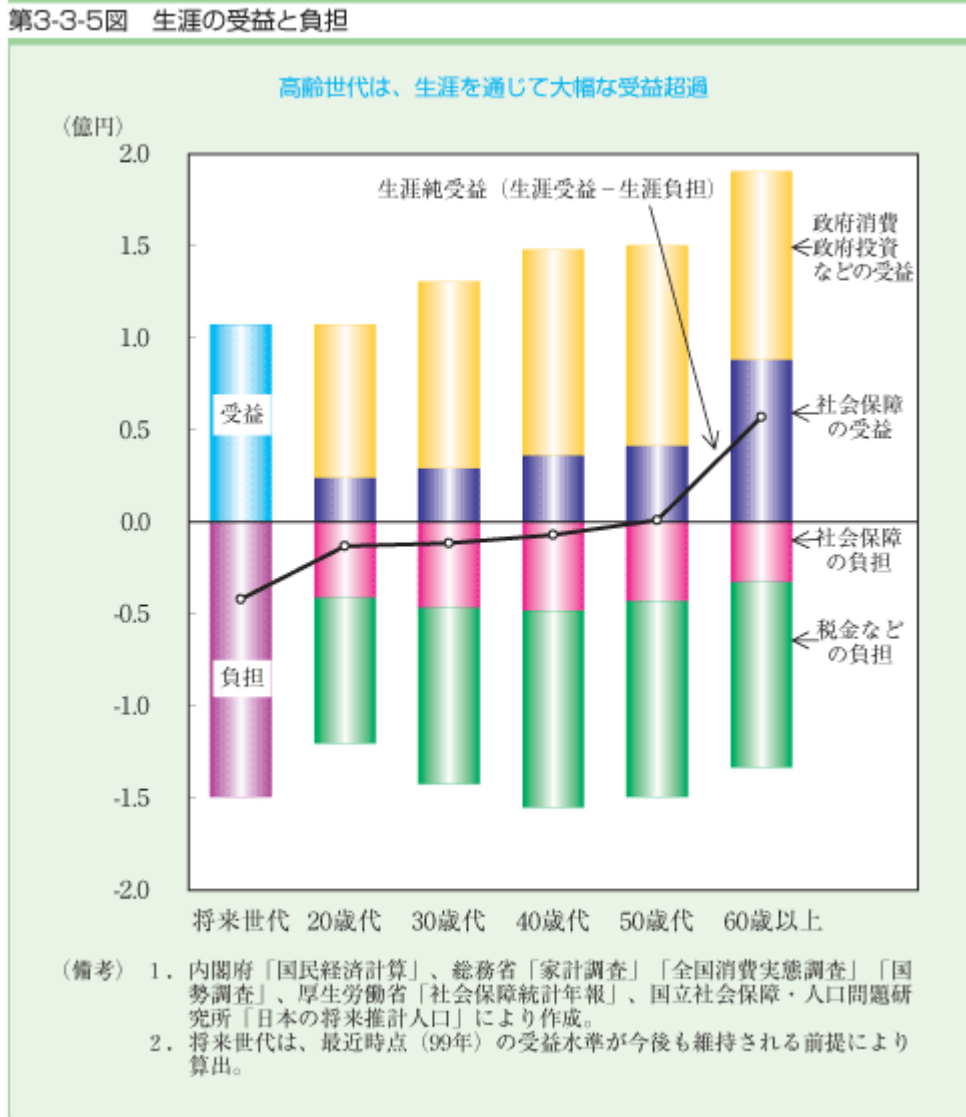
資料出所：財務省

現在日本のプライマリーバランスは 29 兆 2355 億円の赤字であり、その赤字を国債の発行で補っているかたちである。このようなプライマリーバランスが赤字の状態が何年も続いており、毎年赤字額は増え続けている。国債の償還を行うためにはまずプライマリーバランスの改善を行わなければならない。プライマリーバランスの改善をするためには歳出の削減か歳入の増加をする必要がある。歳出の内訳としては社会保障関係費が 31.1% と大きな割合を占めている。平成 23 年度の内閣府が発表した高齢社会白書によると、2010 年で 23.1%、2055 年では 40.5% という試算になっており、現在でも 5 人に 1 人が高齢者、9 人に 1 人が 75 歳以上という「本格的な高齢社会」となっている。高齢化社会によって今後社会保障費は増大していくと考えられる。年金を減らしてして社会保障費を削減することもできるが、年金を削減すると本当に年金が必要な高齢者の年金も減らしてしまうことになり、様々な問題が発生する。このことについてはこの後に受益負担の項において、詳しく考えていこうと思う。

また歳出の内訳として 2 番目に大きな割合を占めているのが地方交付税交付金である。地方交付税交付金は財源の偏在を調整することを目的とする地方財政調整制度である。地方交付税交付金の財源として所得税の 32%、酒税の 32%、法人税の 32%、消費税の 29.5%、たばこ税の 25% が当てられているが、これらは国税として徴税されているが、便宜的に国が一括徴税しているだけで、地方税であるとされている。林宏昭 (1996) では、地方交付税が全国的に均一的な地方行政の水準を達成、維持するのに有効に機能してきたと述べられている。また交付税制度が効用水準に及ぼしてきた効果について厚生分析が行われている。この分析では交付税制度によって地域別および全国の合計の効用水準の変化を分析している。その結果首都圏をはじめとする大都市圏では効用水準の低下が見られたが、その他のほとんどの地域では効用水準の上昇がみられた。このように地方交付税交付金は財源の偏在を改善する働きをしていることが分かった。地方交付税は各地域の受益と負担の乖離を拡大するものであり、本来は各地域で財源を確保し自治体の運営を行うことが最も良いのだが、地域間に経済格差がある以上、このような地域間再分配は必要となってくる。地方交付税交付金は円滑に地方行政を行うために、必要不可欠なものとなっている。

このように歳出を削ることは政治的な問題もあり、難しいものとなってくるのではないかと。プライマリーバランスの改善には歳出の削減か歳入の増加が必要であると先にも述べたが、歳出の削減が難しい場合、歳入の増加を図るという方法もある。歳入は税収と国債発行によって

成り立っているもので、プライマリーバランスの改善を図るには税収の増加を図るしかないと考えられる。税収を増加させるためには増税が必要であるが、増税が経済に与えるダメージや公平な徴税について考えなくてはならない。そこでまず公平な徴税について考えるための一つのヒントである世代間の受益負担について考え、プライマリーバランス改善のためにどの世代に多く負担をしてもらうことが社会的に公平であるのかについて考察していく。



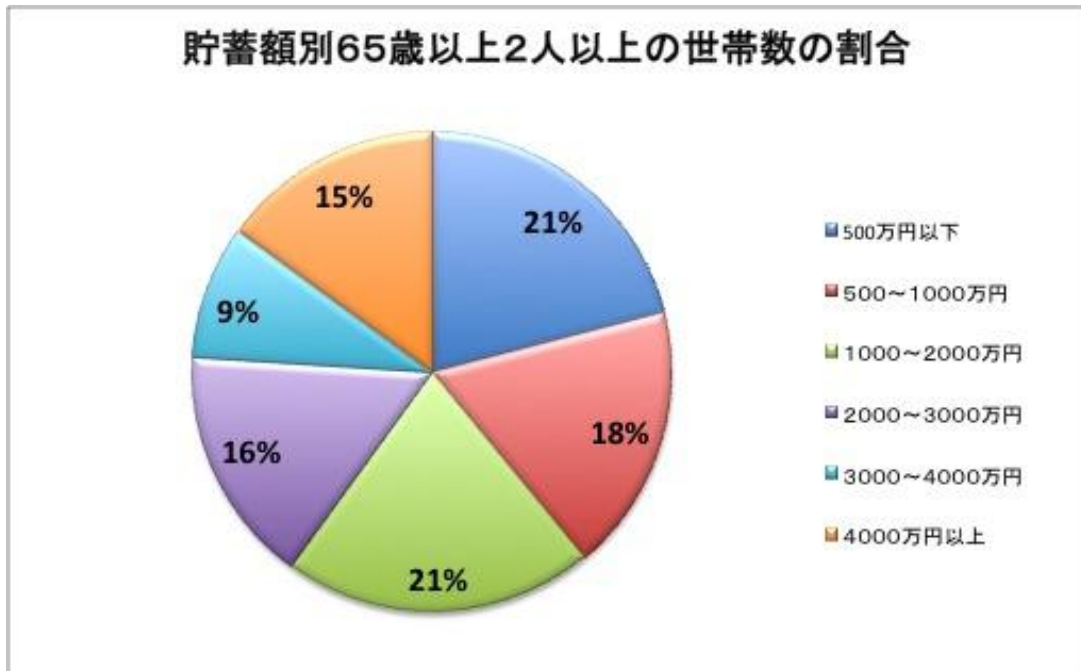
資料出所：年次経済財政報告

内閣府経済社会総合研究所が、過去から将来にかけての生涯にわたる世代別の受益・負担と所得の推計を行い、2005年時点の価値で評価することによって、生涯受益負担率(=生涯純負担/生涯所得)を推計した。これによると、(1)現存世代では0歳代は90歳代に比べて24%程度生涯純負担が高い。

(2)将来世代は0歳代に比べて35%程度生涯負担率が高い。(3)生産性が高いほど、利子率が低いほど、出生率が低いほど将来世代や現在の若い世代を中心に生涯純負担率は低下し、将来世代と0歳代の生涯純負担率の差は小さくなる。とりわけ生産性上昇の効果が大きいといったことが分かった。

つまり将来世代は生涯所得の三分の一の負担を既に負っていることになる。この論文では世代間の不均衡を縮小するためには、生産性を上げ、高い経済成長を実現する。または、消費税などの増税によって受益負担の世代間の不均衡を改善できるとも書いてある。しかし、先進国である日本が高い経済成長率を実現できるとは考え難い。また、既存の税の増税によって世代間の不均衡を改善仕様とした場合、世代別のみではなく同世代間の所得階級別に考えなければならない。この後本稿でも触れることになるが、消費税の増税を行った場合、世代間の不公平性のみならず、所得階級別の不公平性も発生することも考慮しなくてはならない。

受益負担の公平性を達成するためには、(1) 高年齢層の受益を減少させるか、負担を増加させる (2) 若年層の受益を拡大させるか、負担を軽減するしか方法はないのである。受益の方法としてあげられるのが年金である。現在の年金制度は賦課方式となっており、現在の若年層が払い込んだお金を現在の年金受給者が受け取るという仕組みである。この仕組みを採用し続けた場合、少子化によって年金払い込み者が減ると、現在の若年層が年金受給者となったとき満額を受け取ることができなくなる。少子化が進んでいる現在、若年層の受益を年金で増加させることは難しいと考えられる。では現在の年金受給者の年金を削減し受益を減らすことは可能であろうか。



資料出所：総務省 家計調査

この図は平成 23 年 4 月～6 月の貯蓄額別の 6 5 歳以上 2 人以上の世帯数である。この図から分かる通り貯蓄が 5 0 0 万円未満の世帯数、5 0 0 ～ 1 0 0 0 万円の世帯数が全体の 3 9 % を占めることが分かる。その一方で貯蓄額が 4 0 0 0 万円以上ある世帯も 1 5 % と比較的高い数字となっている。すべての世帯の貯蓄額を平均し、6 5 歳以上の世帯の貯蓄額を算出すれば、高年齢層は比較的貯蓄があるという計算になるだろう。そこでこれらの世帯の年金を削減し、歳出を減らすことは可能であろうか。年金を一律で減額した場合は、比較的貯蓄額の少ない世帯の生活は相当苦しいものになるだろう。年金の減額を一律ではなく累進的に行うことも可能であるが、その基準を設定することはかなり難しいのではないか。なぜなら貯蓄額はストックであるため、政府がその正確な値を把握することは難しいからである。貯蓄額を正確に把握でき

ないまま年金を減額すれば、本当に生活できない世帯や、余裕があるにも関わらず減額が適正に行われない世帯が発生し、世帯間の不公平性が広がることになる。

少子化問題に対応するために年金制度の改革は必要であると考えられるが、年金制度によって世代間の受益負担の不公平性を改善することは難しいであろう。ここまで受益について考えてきたが、負担を増やすことでも受益負担の不公平性は改善できる。負担とはつまり徴税によって受益負担の不公平性の改善することである。現在の税制では、消費税、所得税、法人税、相続税、固定資産税などの既存の税があるが、これらの税制を変更することによって受益負担の不公平性の改善は可能なのであろうか。つまり、高年齢層から徴税が可能で、さらに生活に余裕のない世帯を苦しめないような税制をとる必要があるということである。この次の章では既存の税制について調べ世代間の受益負担の不公平性の改善を行うことが可能であるのかを考察していきたい。

第2章 分析

現状・問題意識で記述したように、日本のプライマリーバランスを回復させるためには税収を増加させる必要がある。そもそも税金とは、国又は地方公共団体が公的なサービスを提供する目的で、法律又は条例の定める要件を満たす事実があるときに強制的に徴収する金銭である。その役割は市場経済のもとでは提供困難なサービスを公共サービスとして提供するための財源とする以外にも、所得の再分配機能、景気調整機能をもたらす。所得の再分配とは、高所得者と低所得者の格差を是正する機能であり、景気調整機能とは急激な景気の変動を租税額の調整により調節する機能である。これらの機能を発揮するために租税には、「公平」、「中立」、「簡素」という3つの要点を考慮しなければならない。まず、公平とは、担税力に則して公平に負担するべきということである。担税力とは税を負担することができる力であり、同一条件にある納税者は同一の負担をすべきという水平的公平、また、納税者の担税力に応じて適正に負担させるべきという垂直的公平が求められる。中立とは、税制が個人や法人の経済活動における選択を歪めてはいけなことを求めるものである。つまり、一方は課税されるが一方は非課税となっている場合、非課税の方が有利になるため、市場メカニズムを阻害する結果となり望ましくないのである。しかし、税法上の優遇措置等が例外的に存在する。簡素とは、多くの国民が理解できるように、税制が簡素であることが求められるのである。これによって自己の税負担を容易に計算でき、また申告もしやすくなるのである。

増税をする場合にも、以上の機能や要点に注意して増税を図る必要がある。そして、税収を増加させるためには既存の課税項目の税率を変更するか、もしくは新たな課税項目を作るかの2つがある。まず、既存の主な税である法人税、所得税、消費税について考えてみる。主な一般会計の税収の推移は下記の図のようになっている。

■一般会計税収の推移



資料出所：財務省

第1節 法人税

法人税とは法人の所得に対して課される国税のことである。法人の所得とは一般に公正妥当と認められる企業会計基準に従って算定された税引前当期純利益に対して一定の税務調整を行ったものである。つまり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は投資家に対する情報提供機能や、株主と債権者間の利害調整機能を果たすためのものであり、租税で要求される公平、中立、簡素の観点からは若干の相違があるため一定の税務調整が必要となる。なお、税務調整とは、企業会計における利益は収益から費用を差し引いて計算されるが、法人税法においては益金から損金を差し引いて課税標準となる所得を計算する点で相違するため、企業会計上の利益から課税標準となる所得へ修正する作業のことである。例えば償却性資産の耐用年数で考えると、企業会計上は同じ試算であっても企業によって使う頻度が異なるため耐用年数は任意であり、より経済的実態を表す耐用年数で計算することが求められるが、税法上は課税の公平の観点から法定耐用年数となっており経営者の判断が介入されないようになっている。そのため、会計上の減価償却費と税法上の減価償却費で差異が生じるため、それを修正するために税務調整が行われるのである。しかし、いくら税務調整があるとはいえ企業会計上の利益を基準にしているため、企業会計上の利益と法人税法上の所得は相関性がある。つまり、利益が大きければ法人税が大きくなり、利益が小さい又は赤字であれば、法人税も小さいか欠損金が繰り越されるのである。また、厳密には研究費関連の優遇措置等があり、必ずしも所得に対して一定の割合を納めるという制度にはなっていない。そして、資本金が1億円以下の中小法人においては税率が18%であり、所得金額が800万円を超える部分については30%の累進課税制度となっており、資本金が1億円を超える大法人は一律30%の税率である。これによって担税力に応じた課税を行う仕組みとなっている。なお、法人税以外にも法人の所得に対して住民税、事業税が徴収される。そして、日本の法人の所得に対する法人税と住民税と事業税の合計の割合を表す法定実効税率は約40%と国際的にみてもかなり高めである。

ここで法人税の税率を引き上げた場合、海外に比べ日本に法人税を納めている企業の税負担が増大し、その分国際的な競争力を下げることになり、グローバル化が進む中で日本の企業は大きなハンディキャップを負ってしまうことになる。さらに海外に比べ日本の法人税率が際立って高くなってしまえば、企業の海外移転を促進する結果となりむしろ税収が小さくなるおそれがある。この点、日本の法定実効税率は約40%と国際的にもかなり高めであることから、これ以上税率を引き上げてしまうと企業はますます海外へと移転すると考えられる。また、企業の海外移転によって雇用が縮小し、消費が冷え込んでデフレが拡大する弊害もある。また、法人税は企業が稼いだ所得に対して課される税であるため、企業の利益が小さいほど税収も小さくなり、当然ながら利益のない企業は法人税を納めることはない。つまり、法人税の税収は企業の経営環境に大きく影響されるため、景気の変動や円高等によって安定的な財源として利用することはできない。このため、法人税については引き下げの方が逆に税収増加が望める可能性がある。なぜなら、法人税の引き下げにより、研究開発や投資に資金を回すことができ、企業の利益増大による法人税の税収の増加が見込める可能性があるからである。しかし、不確実性が高く、やはり安定的な財源の確保という点において大きな問題がある。

第2節 所得税

所得税とは個人が1暦年間に獲得した所得に対して課される国税のことである。所得税は個人の所得に対して一律に税率をかけて徴収するものではなく、発生形態別に利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の10種類に区分し質的担税力に応じた課税制度となっている。なぜなら、給与所得や事業所得のような経常的なものと一時所得や退職所得のように臨時的なもの等、所得の性格が異なるか

らである。さらに超過累進税率によって量的担税力に応じた課税が行われている。このように担税力に応じた税制となっているのである。

所得税の特徴として所得の再配分効果があげられる。つまり、高所得者から超過累進課税によって多くの税を徴収し、低所得者に社会保障等の形で再配分をするのである。また、所得税は消費動向に直接的に影響を受けない税である。所得税は個人の所得に対して課される税であるから、消費動向に直接左右されないのである。そして、申告による税制や政治に関するリテラシーの向上が見込まれる。これは、消費税のように納税者と担税者が分離されているものではなく、納税者と担税者が同一であることと、自ら納税額を計算する必要があるからである。しかし、自営業者は上記のように自ら計算し申告するため、本来なら生活上の経費であるにも関わらず、それをあたかも事業上の経費として計算することで所得を圧縮し税金を少なくすることができる。そうすると、給与所得を主な収入としている人にとっては源泉徴収で自動的に差し引かれてしまい、不公平さが残ってしまう。さらに、所得税により可処分所得が圧縮されるため消費意欲の減少、勤労意欲の低下を招く。そして、法人税同様高所得者の海外移転を幹旋しかねない。また、税負担の世代間不公平という観点からも問題がある。すなわち、壮年期はフローが少なく（利子や配当所得）、若年期はフローが主な収入源であり（給与所得）、所得税を相対的に多く負担するのは若年期である。そのため、若年期の収入が壮年期の社会保障に充てられるという構図になっているのである。

現行制度上、所得税は12.6兆円と法人税、消費税に比べ一番大きな財源となっている。しかし、税収は年々減少傾向にあり、超過累進課税の最高税率も減少傾向にある。ここで、所得税の増税について考えたい。所得税の増税については

①最高税率の引き上げる

②すべてのブラケット（税率適用所得区分）の税率の引き上げる

という二つの方法が考えられる。しかし、②については中低所得者の個人消費を低下させるおそれがあるため妥当ではない。したがって①最高税率の引き上げについて検討していく。

グラフから最高税率の引き上げの試算を出す。

a)所得が3000万以上の所得者の税率を40%から50%にする。

$$(1.3兆円 + 1兆円 + 0.9兆円) \times 10\% = 3200億円$$

b)試算①の条件加え、所得が5000万円以上の所得者の税率を40%から60%にする。

$$(1.3兆円 + 1兆円) \times 10\% + 0.9兆円 \times 20\% = 4100億円$$

単純に計算してこれらの税収の増加が見込まれる。しかし、所得税の増税には負の経済効果がある。所得税の税率を引き上げた場合、国民の海外への移住を促進するおそれがあり、また消費が冷え込みデフレを悪化させる原因にもなりかねない。そして、国民が稼いだ所得に対して課される税であるから、法人税と同じく景気の変動を受けやすく、安定的な税収の増加は見込めない。さらに、課税の根本原則の1つである、担税力に応じた課税という点についてフローだけで考えるのは妥当ではない。租税は租税公平主義の原則に基づいて徴収されなければならない。租税公平主義の原則とは、同一条件にある納税者は同一の税負担とすべきであり、また納税者の税負担能力に応じて適正に税負担させるべきであるという原則である。前者を水平的公平負担の原則、後者を垂直的公平負担の原則と呼び、ここで論点として扱っているのは後者の担税力に応じた公平な課税が求められる点である。すなわち、若年期ほどストックがなくフローも小さいにも関わらず所得税を徴収されるが、壮年期は今まで稼いできたストックがあるのにフローがないため所得税を徴収されないのが、担税力に応じた課税がなされていないのである。つまり担税力をフローに限って測定するよりストックにも注目して判断すべきなのである。このため、所得税の税率を引き上げた場合、若年期の人が多く負担することになって

しまう。年金等社会保障費が拡大する中で、それらの費用を若い世代に負担させることは妥当ではなく、その費用を必要としている世代の中で富の再配分をすることによって、それらの費用のための財源を捻出していくことが望ましいので、所得税の税率の引き上げは世代間の税負担の公平の観点からも適切とは言えない。所得税の増税には以上のようなデメリットがあり、それに見合うだけの税収の増加も見込めないため、所得税の増税は行うべきではないと考える。

第3節 消費税

消費税とは物品やサービスの消費に対して課される税である。納税者と担税者が一致しない間接税であり、多段階累積控除を採用していることから、流通過程においては課税標準額に対する消費税額から仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納付すればよいのである。そして最終消費者が全額負担するという仕組みである。現行制度上消費税率は5%で、そのうちの4%が国税、1%が地方消費税となっている。税率は世界的に見ても低く、ヨーロッパ諸国のように軽減税率を適用しておらず、一律5%である。

現在の GDP 水準で消費税の増税を考えると、1%あたり2.5兆円の税収が見込まれるため、5%から10%へ増税すれば20兆円ほどの財源となる。さらに、消費税は景気変動を受けにくく、安定した税収の増加につながり、プライマリーバランスを回復させることができる。しかし、消費税の増税には消費の衰退、GDPの押し下げ効果がある。これは、消費税の増税により家計の節約志向が高まり消費を控えようとし GDP が押し下げられてしまうのである。これにより、所得税や法人税の税収減の可能性もあるため、トータルで税収がダウンするおそれもある。また、消費税の増税によって物価が高くなるが、賃金の水準に変化がない、あるいは企業の消費税の支払いによるコスト増や収入減により賃金水準が低下しかねないため、スタグフレーションになる可能性がある。スタグフレーションに加え、消費税の増税は逆累進性が強まってしまうため、貧富の差が拡大することも考えられる。逆累進性とは、所得の多寡に関わらず消費に対して一律の税率で課税するため、高所得者に比べ低所得者が負担する消費税の所得に対する負担率が高くなってしまうことである。橋本恭之（2010）では消費税の逆進性について述べられている。この論文では所得階級別に10段階に分け、消費税の負担率を計算している。その結果、所得が一番低い第1分類の負担率が4.0%、所得が一番高い第10分類の負担率が2.6%となり、消費税の逆進性があることが分かった。しかし大竹・小原（2005）は、この負担率はある一時期の負担率を捉えたものにすぎず、若年期は所得と消費水準が低く逆進性が見られるが、壮年期に入れば逆進性は緩和されると指摘した。そこで橋本恭之（2010）はライフサイクル全体を通して逆進性の存在を検証した。学歴を大卒と高卒に分け、企業を従業員数別で大企業・中小企業・零細企業に分類し、合計6分類の生涯収入と生涯消費から消費税の負担率を導いた。生涯の消費税負担率は、大卒大企業が3.14%、高卒零細企業が3.58%と最大で0.44%の差が生まれ、ライフサイクル全体において消費税には逆進性があることが分かり、所得格差による不公平性が生じることが判明している。つまり消費税率を上げると逆進性が強まる結果、貧富の格差が拡大してしまうのである。そして世代間の税負担の公平性についても問題がある。消費税が導入されたのは平成元年からであり、以前は物品税という形で課税されていた。しかし、物品税は主に贅沢品に課される税であり、消費税のように一律に負担する税ではなかった。そして、現状と問題意識で提示したように、受益と負担の関係から、今の壮年期の人々は受益の方が負担より大きく、今の若年期の人々は負担の方が受益より大きくなってしまふ。ここで、消費税の増税を行う場合、これからも消費を続ける若年期の人々の負担がさらに増大してしまうのである。これは世代間の税負担の公平性の観点から望ましくない。

第4節 相続税等

法人税、所得税、消費税で国の税収の75%以上を占めるが、他には相続税等が考えられる。相続税は親族が死亡した場合に、死亡した親族の資産が残された遺族に承継される時に課される税である。相続税は基礎控除額が5000万円と1000万×相続人の数の合計であるためほとんどの場合課税されることがなく、平成20年度のデータでは全体の死亡者数のうち4.2%しか課税の対象となっていない。近年では約1.3兆円の税収があり、超過累進課税制度で最高税率は課税標準が3億円を超えた時の50%である。全体として税率は緩和傾向にあり年々税収は減っている。

相続税の増税はストックに対する課税であり、死亡する前に消費しようというインセンティブを高めることができるため、消費拡大につながると考えられる。また、相続税の最高税率は低下傾向にあり、最高税率を引き上げて累進性を強化するより、基礎控除額を小さくして多くの人に課税を求める方法で増税をすべきと考えられる。ただし、実際に遺産がどれほどあるのかを調査することは容易ではなく、実現は難しいのかもしれない。また、増税したとしても現状の規模から考えるとそこまで大きな税収の増加は見込めない。

また、資産課税の代表例として固定資産税が挙げられる。固定資産税は地方税であり、その税収の合計は約9兆円である。しかし、固定資産税の税率を上げてしまうと、固定資産の維持費が高くなってしまうため、不動産の需要が衰退して不動産価格が下落し、景気が悪くなるおそれがある。そのため、固定資産税の税率をあげることは妥当と言えない。

以上から、法人税、所得税、消費税、相続税の税率変更によりプライマリーバランスを回復させることは妥当ではない。そこで、フローだけでなくストックに注目し、さらに壮年層間で富の再配分を行うために、「預貯金税」を導入すべきである。

第5節 預貯金税

本節では本稿の政策提言である預貯金税の導入に関して分析を行う。まず課税体系を定義し、予測される税収・預貯金税導入による正の効果・導入の障壁となりうる反論に対する議論を分析する。これらの分析を踏まえた上で、預貯金税の正当性について議論する。

第1項 預貯金税の課税体系

本稿では政策提言である預貯金税を以下のように定義した。

a) 課税対象

ゆうちょ銀行含む銀行に口座を持つ全預金者の預金全額とする。ただし預貯金以外の金融資産には課税しない。

b) 税率

年率1%。

c) 課税方法

預金の月間平均預貯金残高に対して月に一度徴税する。

課税対象となる預貯金を全額としたのは、仮にペイオフの上限額である1000万円以上のものにしてしまう等の制限を付すと複数の銀行に分散するといった租税回避が可能になるからである。このような状況を防ぐために課税対象は全預金者の預金とした。また預金以外の金融資産は課税対象から外すこととする。後述するが、預貯金税の導入に付随する正の効果として株式・債券市場の活性化が挙げられる。よって投資信託、債券等の購入は我々としても望ましいことであり、その抑制にあたる課税はここでは避けるべきである。

次に税率を1%とした理由は実質金利が約1%だからである。一見すると預貯金の利率が税率より低い名目には価値が下落していくようにとれるが、日本はデフレであり実質金利は預貯金の利率よりも高くなるため、実質的な価値は目減りしないことになる。つまり、預貯金保有者のデフレ分の利益を徴収することとなる。また、税率は景気動向や預貯金残高の推移に合わせて変動させるべきである。

課税方法は預金の月間平均預貯金残高に対して月単位で徴税することとした。この理由に関しては徴税直前の預金引き出しによる租税回避を避けるためである。また課税対象金額を月間平均残高とすることで、預貯金残高を平準化し、安定した税収を確保することができると考える。

第2項 預貯金税導入による税収増加の試算

ここでは預貯金税導入によりどれくらいの税収増加が見込まれるのか分析する。全国銀行協会の発表した全国銀行預金・貸出金速報によると、平成23年9月末現在日本の銀行預金は約580兆円である。これにはゆうちょ銀行は含まれていない。ゆうちょ銀行の2011年3月末現在の貯金残高は約175兆円であるから、この2つを足し合わせると預貯金残高の総額は約725兆円に上る。これに年率1%課税すると約7兆2500億円の税収が見込まれる。現在のGDP水準における消費税1%あたりの税収は2兆5000億円とされており、消費税で換算すると約3%増税分の税収増加に匹敵する。このことから預貯金税導入により効率的かつ大きな税収増加が見込めると言える。

第3項 預貯金税導入による正の効果

ここでは預貯金税導入による直接的・間接的な正の効果について分析する。本稿では預貯金税の導入により大きく3つのメリットがあると考えられる。

第一に、世代間の税負担の不公平性の改善が挙げられる。第1章ですでに述べたように現在の日本では受益と負担の世代間格差があり、さらに拡大していく傾向にある。また既存の税制度を見てみると、税収の主力の税である消費税・所得税はフローに対して課税される税である。フローを得ているのは若年層を中心とした勤労世代だけであり、消費に関しても若年層の方が壮年層に比べ多いと考えられる。このように現在の税制度での増税は受益と負担の世代間格差をさらに拡大するだけであり、公平な増税とは言えない。これに対して預貯金税はストックに対する課税であるため、非労働者で所得を得ていない高齢者層を課税対象に含めることができる。また壮年層間における格差の問題も指摘されるが、預貯金税は累進課税であるからストック、すなわち預金の少ない年金に頼っている人からは少なく、一方で年金を受け取らなくても十分なほどの預金を持っている人からは多く税を徴収することで世代間だけではなく、壮

年層間の格差是正にもつながると考えられる。このように預貯金税はあらゆる面で公平な増税であると言える。

第二に、株式・債券市場の活性化が挙げられる。預貯金税の導入に際して少なからず預金が引き出されることが想定される。では流出した預金はどこへ向かうのだろうか。おそらくリスクの少ない国債をはじめとする債券市場、また少しリスクを許容できる人であるならば株式市場に流れることが想定される。では株式・債券市場に資金が流れることにどのようなメリットがあるのだろうか。そもそも預貯金は銀行の貸出金元としての役割を担っているが、現在貸出が減少する中で預金超過となっており、経済的に意味のないお金となっている。仮に株式市場に資金が流れるとすると株価が上昇し、企業は資金調達しやすくなる。また株価が上昇し得られるキャピタルゲインが増えれば消費行動に影響を及ぼし消費拡大が期待できる。債券市場に資金が流れた場合も同じく企業に資金調達が容易となり、また欧米に比べ発達していないとされている日本の債券市場の発達が期待できる。このように株式・債券市場の活性化は間接的に経済に正の効果をもたらすことが期待できる。

第三に、国民の金融リテラシーの向上が挙げられる。金融リテラシーとは、近年の金融の自由化の進展に伴い金融商品・サービスの高度化・多様化が進む中で、適切な金融取引を行うために必要な金融の知識や情報を取得し、金融を主体的に判断できる能力のことを指します。近年欧米をはじめとする世界各国で国民の金融リテラシーの向上の重要性が訴えられている。2008年アメリカで起きたサブプライムローン問題においてあれほどまでに被害が拡大したのは国民の金融リテラシーの低さが原因の一つであるという研究報告もされている。預貯金税の導入にされれば国民は今までのようにただなんとなく預金をするのではなく、自分の資産をどう守ってどう増やしていくか考えるようになる。つまり預貯金税の導入によって国民自ら自分の資産に関心を持ち、意識的に管理するようになれば自ずと金融リテラシーが高まり、結果として国民全体の金融リテラシーの向上が期待される。

第4項 預貯金税導入にともなう反論

ここでは預貯金税導入に対して予想される反論を分析・議論する。

a) 二重課税

これは法人税や所得税で徴税された後である預金に課税するのは二重課税ではないかという議論である。しかしこれは預貯金税に限った話ではない。預貯金税を二重課税というならば、消費税や相続税、固定資産税にも同じ議論がなされるべきであり、預貯金税だけが批判されるべきものではないと考える

b) 手元資金増加

これは課税によって預金が引き出され手元資金、いわゆるタンス預金が増えるだけではないかという議論である。預貯金税を導入すれば少なからず預貯金が引き出されることが予想される。しかし手元に現金のまま、つまり全額タンス預金することは考えにくい。紛失・盗難のリスクがあり、合理的とは言えない。また投資信託や類似の金融資産に変えることも想定されるが、元本割れを起こすリスクや手数料を考慮すると預貯金税を払っても預貯金にしておくという選択をする可能性が非常に高い。また預貯金を少しでも減らそうと手元資金を増加させれば消費意欲が増し消費拡大の可能性もあり、預貯金税課税のメリットとなり得る。

c) 国債の消化問題

これは現在日本国債の93%は日本国民の金融資産、主には預貯金によって消化されており、預貯金税課税による預金流出で国債が消化できなくなるのではないかという議論である。

しかし第3項で述べたように我々は預貯金の流出先は株式・債券市場、そしてそのほとんど国債に向かうのではないかと考えている。預貯金は従来最もリスクのない安全な資産とされてきた。その預貯金がいきなりリスクの高い株式等に大量に流れるというのは考えにくい。流出した預貯金のほとんどはリスクが少ない安全な金融資産、すなわち国債に向かうことは必然である。結局国債が買われるのなら同じではないかという議論が出るかもしれない。しかし我々はそうではないと考える。国民が何も考えずにしている預貯金で金融機関が国債を購入するのではなく、国民が意識的に国債を金融資産として選び購入することで、国民の財政に対する関心が強まり、財政を厳しく監視するようになる。国民が真剣に日本の財政を考えるようになることが日本の財政再建の第一歩であると我々は考える。

d) 貧困層への影響

これは預貯金税を一律に課税することで貧困層への負担が大きくなるのではないかという議論である。しかし我々は、預貯金税は既存の税制度も含め最も公平な税であると考えている。所得と預金の量は一般的に比例関係にあり、所得が大きければ預金の量も大きいと言える。逆に言えば低所得者は預金量も少ないであろうから、徴税される額も小さくなる。つまり預貯金税は富裕層からは多く、貧困層からは少なく税を徴収することが可能となる。また消費税のように所得に対する税負担率が低所得者の方が高くなる逆進性も預貯金税では発生しない。つまり預貯金税は完全に累進的であり、あらゆる格差のない公平な税なのである。

e) 海外への資金流出

これは引き出された預貯金が海外に流出するのではないかという議論である。我々は日本のホームバイアスは非常に強く、簡単に海外に資金が流れ出ることはないと考える。また海外に金融資産を移す場合、必然的に為替リスクが生じるのでそこまでリスクテイクして海外に資産を移そうとする人は決して多くないと考える。また預貯金税の税率が1%であれば手数料の方が大きくなる可能性が高い。海外の銀行では日本の銀行とは異なり口座維持費がかかるのが通例でありこの点も無視できない。以上から海外に資金を移すことは合理的ではないと考える。

f) 徴税コスト

ここでは徴税コストに関して考えてみる。預貯金税においては源泉徴税義務者が銀行及びゆうちょ銀行に限定されるので、これらのシステムを変えるだけでよいので社会全体への負担はほとんどないと考えられる。一方、消費税を増税すると仮定すると企業をはじめとする

また税率の変動も非常に容易に行うことができ、臨機応変に税率を変更させることができる点もその他の税と比べ徴税コストを抑えることを可能としている。

第5項 預貯金税の正当性

ここでは以上を踏まえた上で、なぜ預貯金税の導入が必要なのか議論する。

第3項では預貯金税の導入による正の効果の一つとして、「世代間の税負担の不公平性の改善」を挙げたが、これこそが我々の考える預貯金税導入の正当性である。そもそも国債とは将来世代への増税を担保とした国の借金である。そして現在の日本における既存の税制度は主に勤労世代、すなわち若年層への課税である。これは高齢者層にとってみれば、若い時期から税金を払ってきたのであるから当然であるともいえる。しかし世代別の受益と負担で既にみたように、人口減少に伴い若年層への負担は大きくなる一方で、高齢者層は自分たちには関係ない、逃げ切れるという一種のモラルハザードがあるのではないかと我々は危惧している。もし今の若い世代も同じように将来世代への負担を押しつけ、逃げ切りを図ろうとするならば、確実に日本の財政はデフォルトするであろう。今の日本に必要なものは将来世代への負担の押しつけではなく、国民全体が財政について真剣に考え、公平に負担していく制度である。その制

度として預貯金税の導入は、他の税に比べ累進的にかつ公平な富の再分配を行える点から、最も理想的であり正当性があると考えられる。

第3章 政策提言

本章では、これまでの章での現状・分析を踏まえ、政策提言を行う。日本の財政の持続のためにはプライマリーバランスの改善は必至である。しかし世代間における受益・負担は公平であるべきであり、増税を行うのであれば世代間の税負担の公平性は必要であると考え。以上を踏まえた上で、本稿では公平かつ増収増加が見込める預貯金税の導入を提言したい。

第1節 預貯金税の導入の根拠

世代間の税負担の公平性を考慮しつつ増収を増大させ財政を再建させることが我々の目的である。分析で述べたように、法人税、所得税、消費税、相続税の増税は世代間の税負担の公平性を確保できないあるいはプライマリーバランスを改善できるほどの増収にはならないため目的を達成できない。しかし、預貯金税は預貯金の量に応じて課税を行うため、現行の制度のようにフローに対する課税だけでなく、ストックにも注目することで預貯金を大量に保有する高齢者層から徴税することができ、世代間の不公平性の是正につながると考える。さらに、預貯金を保有するインセンティブを低くし消費拡大、さらには株式・債券市場の活性化、金融リテラシーの向上と日本の数々の問題点を克服できる点も預貯金税導入のメリットである。以上が預貯金税の導入の根拠である。

第2節 具体的な課税体系

改めて預貯金税を定義すると、預貯金税とはゆうちょ銀行含む銀行に口座を持つ全預金者の預貯金に対して課税を行うことである。増収を安定化させるため、月間平均残高に対して毎月徴税し、税率は1%とする。これ以上税率を引き上げてしまうと預貯金を大量に引き落とすおそれがあるためである。しかし、どの程度の税率が妥当なのか調整することが容易である点も預貯金税の優れたポイントといえる。

先行論文・参考文献・データ出典

《参考文献》

- ・ 櫻川昌哉（2009年4月24日）『経済を動かす単純な論理』 光文社
- ・ 大武健一郎（2010年11月23日）『日本経済を救う税金の話をしよう』 かんき出版
- ・ 林宏昭（1996年）『地方交付税の地域間再分配効』 大蔵省財政金融研究所
- ・ 増島 稔・島澤 諭・村上 貴昭（2009年6月）『世代別の受益と負担～社会保障制度を反映した世代会計モデルによる分析』 内閣府経済社会総合研究
- ・ アゴラ 言論プラットフォーム (<http://agora-web.jp/archives/941723.html>)

《データ出典》

- ・ 財務省 HP (<http://www.mof.go.jp/>)
- ・ 総務省 HP/家計調査 (<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index.htm>)
- ・ 年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告） (<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je01/wp-je01-00303.html>)